

# 智頭町定員管理計画



令和4年3月  
智 頭 町



## はじめに

地方公共団体の運営について、地方公共団体の規定により次のとおり定められています。

### (地方自治法第2条第14項)

地方公共団体は、その事務を処理するに当っては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。

### (地方自治法第2条第15項)

地方公共団体は、常にその組織及び運営の合理化に努めるとともに、他の地方公共団体に協力を求めてその規模の適正化を図らなければならない。

国は、定員管理における数値目標の設定と着実な達成、効率的な行政の実現に向けて「地方公共団体における行政改革のための新たな指針」、「地方公共団体における行政改革のさらなる推進のための指針」を示し、職員数の管理を求めてきましたが、平成18年9月以降、国から地方公共団体に対し数値目標は示されておらず、地方公共団体は、自らの責任と判断において地域特性を踏まえた計画的な定員管理計画を策定し実施していく必要があります。

本町では、少子高齢化の急速な進展、町民の安全・安心に対する意識の高まり、産業としての林業の再興、老朽化した公共施設への対応など、取り巻く社会的な状況は大きく変化しています。

このような社会状況を踏まえ、平成29年度から令和7年度までの10年間を計画期間とした本町の指針となる「第7次総合計画」を策定しており、行政改革についても将来を見据えた持続可能な施策を推進していかなければなりません。

そのため「第7次総合計画」に基づき、行政改革をより一層推進させ、社会状況の変化、多様化する町民ニーズに迅速かつ的確に対応できるよう、令和4年度から令和8年度までを計画期間とする智頭町定員管理計画を定めます。

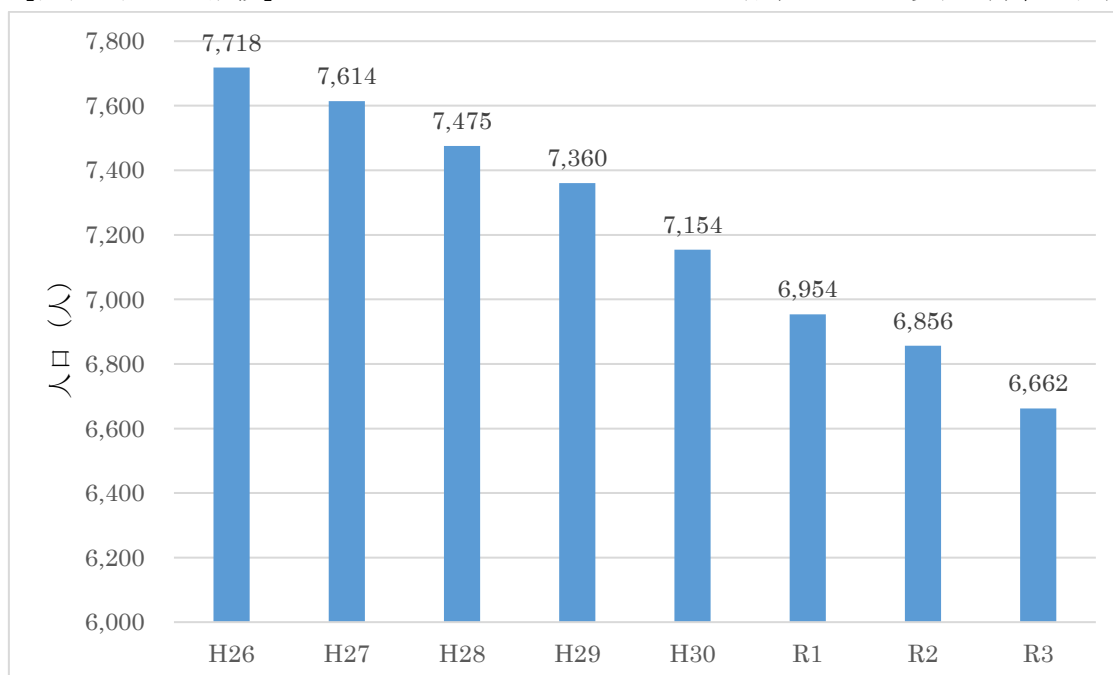
## 1 智頭町の現状

### (1) 人口の推移

平成26年4月1日から令和3年4月1日現在の智頭町の人口推移です。

【図表：人口の推移】

各年4月1日現在（単位：人）



（出典：住民基本台帳人口）

## (2) 職員数及び部門別職員数の推移

本町の職員数は、令和3年4月1日現在で237人です。内、普通会計部門の職員数は125人です。

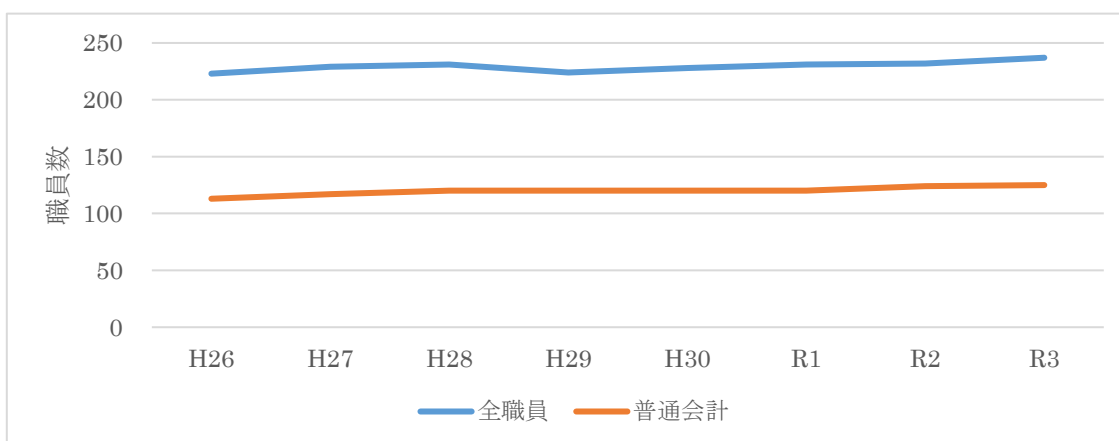
【図表：職員数及び部門別職員数の推移】

各年4月1日現在(単位:人)

区分	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3
全職員数	223	229	231	224	228	231	232	237
普通会計部門	113	117	120	120	120	120	124	125
一般行政	96	101	104	105	105	105	108	107
議会	1	1	2	2	2	3	3	2
総務	22	24	27	27	27	24	27	25
税務	5	6	6	5	5	6	6	6
民生	38	40	40	42	42	42	43	44
衛生	8	5	5	5	5	6	5	6
農林水産	15	18	18	17	17	17	17	17
商工	1	1	1	1	1	1	1	1
土木	6	6	6	6	6	6	6	6
特別行政	17	16	16	15	15	15	16	18
教育部門	17	16	16	15	15	15	16	18
公営企業等会計部門	110	112	111	104	108	111	108	112
水道	2	1	1	1	1	1	1	1
下水道	4	4	4	4	4	4	4	5
その他	104	107	106	99	103	106	103	106

※町長、副町長、教育長を含まない。

【グラフ：職員数の推移】



### (3)職員 1 人当たりの人口推移

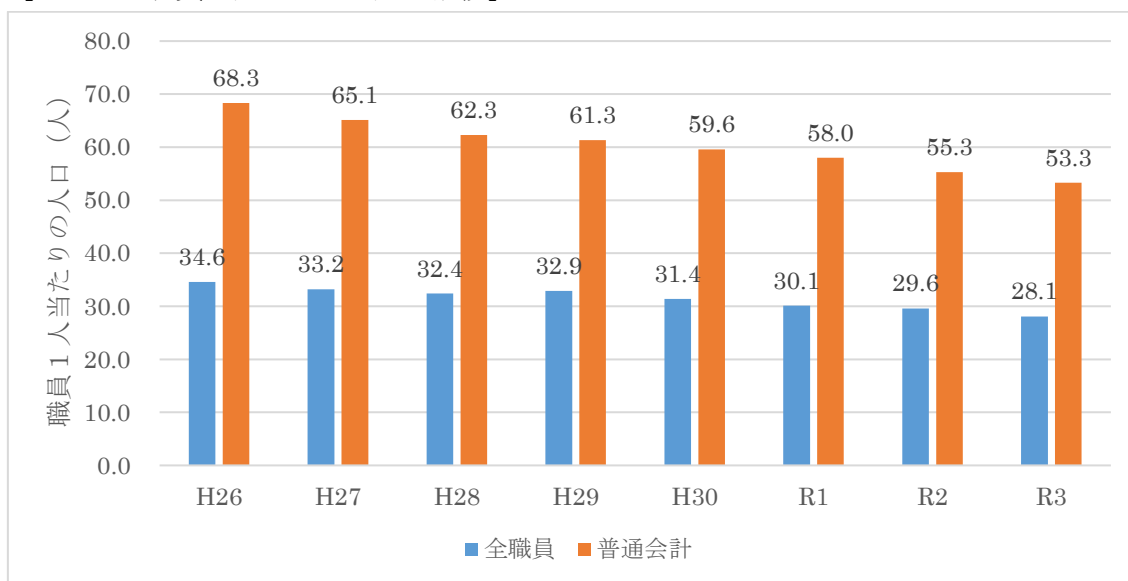
職員 1 人当たりの人口推移は、下表のとおり

【図表：職員 1 人当たりの人口推移】

各年 4 月 1 日現在 (単位:人)

年度	人口	職員数				普通会計	職員 1 人当の人口	
		全職員	一般	教育	公営企業		全職員	普通会計
H26	7,718	223	96	17	110	113	34.6	68.3
H27	7,614	229	101	16	112	117	33.2	65.1
H28	7,475	231	104	16	111	120	32.4	62.3
H29	7,360	224	105	15	104	120	32.9	61.3
H30	7,154	228	105	15	108	120	31.4	59.6
R 元	6,954	231	105	15	111	120	30.1	58.0
R 2	6,856	232	108	16	108	124	29.6	55.3
R 3	6,662	237	107	18	112	125	28.1	53.3

【グラフ：職員 1 人当たりの人口推移】



#### (4) 年齢別職員数

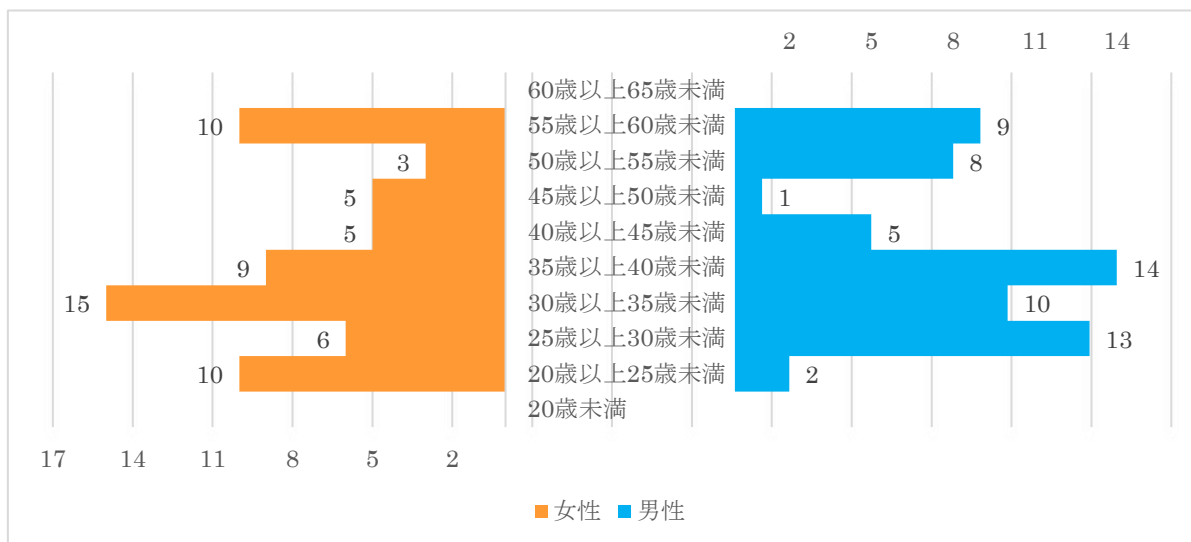
令和3年4月1日現在における普通会計職員の平均年齢は38.44歳となっています。また、年齢構成については、30歳以上35歳未満が最も多く、次いで35歳以上40歳未満、25歳以上30歳未満、55歳以上60歳未満となっています。

【図表：年齢別職員数】

令和3年4月1日現在 (単位：人)

	女性	男性	合計	割合
60歳以上65歳未満	0	0	0	0.0%
55歳以上60歳未満	10	9	19	15.2%
50歳以上55歳未満	3	8	11	8.8%
45歳以上50歳未満	5	1	6	4.8%
40歳以上45歳未満	5	5	10	8.0%
35歳以上40歳未満	9	14	23	18.4%
30歳以上35歳未満	15	10	25	20.0%
25歳以上30歳未満	6	13	19	15.2%
20歳以上25歳未満	10	2	12	9.6%
20歳未満	0	0	0	0.0%
合計	63	62	125	100.0%

【グラフ：年齢別職員数】



## 2 類似団体との比較

本町の類似団体の区分は、町村Ⅱ－１で、類似団体数は全国で８２団体、鳥取県内には本町１町のみです。

普通会計の職員数を全国の平均と比較すると５.73人下回る結果となっています。

大部門	智頭町 (A) (人)	類団平均 (B) (人)	超過数 (A-B) (人)	超過率(A-B/A*100 (%)
議 会	2	2.60	△0.60	△50.0
総務・企画	25	34.16	△9.16	△36.6
税 務	6	8.58	△2.58	△43.0
民 生	44	28.78	15.22	33.6
衛 生	6	11.08	△5.08	△84.7
労 働	0	0.08	△0.08	0
農 林 水 産	17	11.60	5.40	31.8
商 工	1	3.99	△2.99	△299.0
土 木	6	9.43	△3.43	△57.2
教 育	18	20.44	△2.44	△13.6
合 計	125	130.73	△5.73	△4.6



### 3 定員回帰指標に基づき試算値との比較

定員回帰指標は、全国の市町村を人口規模で区分（類似団体別職員数の区分と共通）し、同程度の人口、面積規模の団体がどの程度の職員数を有するかを総務省が示した算定式に基づき算出し、各団体の職員数と比較する参考指標です。

説明変数として人口と面積が選定された理由は、行政サービスの主要な提供対象を代表する統計数値であること、行政需要と職員数の関連を実感しやすく分かりやすくするためです。ただし、職員総数の分析であることから、基本的、包括的な比較にとどまり部門ごと分野ごとの比較はできません。また、人口と面積以外の要因は考慮されないことから行政需要や地域の特性を考慮した説明には不向きです。

本町の普通会計職員数を定員回帰指標に基づき試算すると、試算職員数が112人であるのに対し、令和3年4月1日現在の実職員数が125人と13人上回っています。

#### 【定員回帰指標(普通会計)算定式】

$$\begin{aligned} Y &= a X_1 + b X_2 + c \\ &= 6.7 \times 6.662 + 0.12 \times 224.70 + 40 \\ &= 112 \end{aligned}$$

Y	定員回帰指標	112	
X <sub>1</sub>	当該団体の人口（千人）	6.662	（千人）
X <sub>2</sub>	当該団体の面積（km <sup>2</sup> ）	224.70	（km <sup>2</sup> ）
a	人口千人当たりの係数	6.70	
b	面積1 km <sup>2</sup> あたりの係数（人口区分毎）	0.12	
c	一定値	40	

#### 4 今後の定員管理について

##### (1) 計画期間

この計画は、令和4年4月1日から令和8年4月1日までの5年間を計画期間とします。

ただし、期間の途中において必要に応じて随時計画の見直しを行うことができるものとします。

##### (2) 定員管理の基本的な考え方

- ① 住民の求める質の高い行政サービスを提供することに配慮しつつ、類似団体職員数の状況、人件費の状況を踏まえ、組織・機構の見直し、事務事業の見直し、民間活力の活用などを推進することにより、職員数の増加を防ぐものとします。
- ② 組織としての持続性を維持するために、職員の退職者数等を勘案した上で年齢構成のバランスに配慮した必要最小限の採用を行います。

##### (3) 事務事業の見直し

限られた人的資源を有効に活用するためにも、事務事業の集約化、縮小、廃止など、業務内容や実施体制の見直しを継続して実施します。

##### (4) 民間委託等の推進

民間委託が可能な事務事業については、指定管理者制度の活用等も含めて積極的にその導入を図るとともに、競争原理に則った公共サービス提供のあり方についても検討していきます。

##### (5) 人材育成と意識改革

地方分権の進展等に対応するため、職員の政策形成能力や専門能力の向上を図る様々な研修を引き続き実施するとともに、派遣研修や他の団体との相互交流などを通じ幅広い視野を養う人材の育成に努めます。

また、能力評価と実績評価を含む人事評価制度を推進し、職員の意識改革や意欲の醸成を図ります。

##### (6) 起点とする職員数及び数値目標

定員管理職員数に関しては、令和3年4月1日現在の職員数237人を起点とします。

なお、数値目標については、現段階における令和5年度からの定年引上げを想定した内容となっており、内容が変更となった場合は、見直すこととします。

## (7) 目標職員数

年度	職員数	採用者数	(左の内数) 再任用 新規	退職者数	(左の内数) 再任用 満了	前年 対比	削減率	定年 年齢	(参考) 定年退 職者数
令和3 年度	237	14	1	9	0			60	5
令和4 年度	236	8	3	5	0	99.6%	0.4%	60	5
令和5 年度	236	5	3	0	0	100%	0%	61	0
令和6 年度	236	0	0	2	1	100%	0%	61	1
令和7 年度	236	2	1	1	1	100%	0%	62	0
令和8 年度	236	1	0	11	3	100%	0%	62	8